

重 要

令和7年9月30日

2学年保護者 様

富士見中学校 PTA 会長 富永 圭輔

地区 P T A 役員選出について（通知）

秋晴の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝にてお過ごしのことと拝察申し上げます。日頃より PTA 活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和8年度富士見中学校 PTA 役員選出をする時期となりました。そこで、下記のような日程で地区役員選出を行います。お忙しい時期で誠に恐縮ですが、全員のご出席をいただけますよう、ご案内申し上げます。選出方法については裏面『富士見中学校 PTA 会則による役員選出方法』をご参照ください。

なお、選出につきまして欠席の場合における「委任状」はありません。話し合い等によって選出される場合もありますので、ご了承、ご理解をお願いいたします。

記

1 日 時

ブロック	地 区	選出日・時間
本 郷	乙事・立沢・立沢広原・瀬沢新田・桜ヶ丘	10月31日（金） 19：00～
富士見②	とちの木・南原山・富原・富士見ヶ丘 塚平・富ヶ丘・富里・富士見台	11月4日（火） 18：30～
富士見①	御射山神戸・栗生・大平・松目・原の茶屋 若宮・木の間・花場・横吹・休戸・富士見	11月5日（水） 18：30～
境・落合	小六・高森・信濃境・池袋・田端・先達・葛窪・境広原 下蔦木・上蔦木・神代・烏帽子・平岡・机・先能・瀬沢・大武川	11月7日（金） 19：00～

2 場 所 富士見中学校 **多目的室**（生徒棟1階）生徒昇降口よりお入りください。

3 内 容 令和8年度地区 PTA 役員選出

4 その他

- ・不明な点につきましては、各地区長へお問い合わせ願います。
- ・「富士見中学校 PTA 会則による役員選出方法」（裏面）をご参照ください。

富士見中学校
PTA 事務局 松林 達郎
TEL 62-2009
FAX 62-7409

富士見中学校 PTA 会則による役員選出方法

- (1) 役員選出に当たり、学区内を「境・落合」「本郷」「富士見①」「富士見②」の4つのブロックとして構成する。
- (2) 会長・副会長・校外指導部・教養部の部長、副部長の選出は年度毎に次の輪番表の順序によって選出とする。**令和8年度は輪番①となります。**

輪番	会 長	副会長			校外指導部		教養部	
		男 性	女 性	郡 P・町 P	部 長	副部長	部 長	副部長
①	境・落合	富士見①	本 郷	富士見②	富士見②	境・落合	富士見①	本 郷
②	富士見②	境・落合	富士見①	本 郷	本 郷	富士見②	境・落合	富士見①
③	本 郷	富士見②	境・落合	富士見①	富士見①	本 郷	富士見②	境・落合
④	富士見①	本 郷	富士見②	境・落合	境・落合	富士見①	本 郷	富士見②

また、次のように富士見町 PTA の役員も兼ねる。

- ◆富士見中会長⇒町 P 会長会委員・町 PTA 理事
- ◆富士見中副会長男性⇒町 PTA 評議員
- ◆富士見中副会長女性⇒町 PTA 評議員
- ◆副会長郡 P・町 P ⇒郡 PTA 副会長・町 PTA 会長（令和8年度割り当て）

1. 選出ブロック内は細かく分けず、ブロック内全体で選出する。
2. ブロック内全員出席にて選出を行う。
3. 会長に近い役員より選出するが、立候補者がある場合、2度目であっても構わない。
4. 立候補者が無い場合は、下記の免除対象者を抜いた状態で話し合い、決まらない場合、くじ引きで決める。
5. 不参加の免除対象外の方の分は、他の方が代わりにくじ引きに参加する。

《免除対象者》

- A) これまでに各小学校（富士見・本郷・境・落合）で **PTA 会長・副会長** に選任されたことがある方。
- B) これまでに各中学校（富士見・高原・南）で **PTA 会長・副会長** に選任されたことがある方。
- C) これまでに富士見中学校において **校外指導部部長・副部長、教養部部長・副部長、学年学級部の部長・副部長** に選任されたことがある方。（PTA 理事会に出席されていた方）
- D) 令和8年度、兄弟姉妹関係において、小学校・高等学校の **会長・副会長・その他理事会役員** に選出されている方。
- E) 令和8年度に、1～3年生の地区在校生が1名の場合。
（この場合、地区長になることとなり、地区長を兼務することは無理な為）
- F) その他の理由により、参加している PTA 会員の過半数が免除を承認した場合。